

## ○三豊市栗島海洋記念公園条例施行規則

平成18年1月1日

規則第158号

改正 平成19年 3月28日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、三豊市栗島海洋記念公園条例(平成18年三豊市条例第186号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等)

第2条 三豊市栗島海洋記念公園(以下「公園」という。)内の有料施設の宿泊時間及び利用時間等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊施設

ア 宿泊時間 午後4時から翌日午前10時まで

イ 貸室利用時間 午前9時から午後9時まで

(2) 野外活動施設

ア テニスコート利用時間 午前9時から午後9時まで

イ キャンプ場入退場時間 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可の申請)

第3条 宿泊施設の利用許可を受けようとする者はル・ポール栗島・栗島少年自然の家・キャビン利用許可申請書(様式第1号)を、野外活動施設の利用許可を受けようとする者は栗島海洋記念公園施設利用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第4条 市長は、前条の申請書を受理し、支障がないと認めたときは、栗島海洋記念公園施設利用許可書(様式第3号)を申請者に交付する。

2 前項の許可書の交付を受けたもの(以下「利用者」という。)が許可された事項を取り消し、又は変更しようとするときは、栗島海洋記念公園施設利用取消・変更申請書(様式第4号。以下「取消等申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理し、その変更支障がないと認めたときは、栗島海洋記念公園施設利用取消・変更承認書(様式第5号)を申請者に交付する。

(その他の使用料)

第5条 食事以外に利用者から飲食の注文を受けた場合の飲食料金は、注文の要件及び諸経費を考慮し、管理受託者が定める額を徴収する。

(料金表の掲示)

第6条 市長は、使用料に関する事項を記載した表を施設内の適当な場所に掲示して利用者に周知しなければならない。

(継続宿泊の使用料金)

第7条 宿泊者が2泊以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除く期間中の超過料金は徴収しない。

(使用料の納付)

第8条 条例第7条に規定する使用料金は、利用許可(宿泊施設においては、別に定める宿泊約款に基づく。)と同時に納付しなければならない。ただし、特別の理由により市長が特に認めたときは、納付期限を延長することができる。

(予約金)

第9条 市長は、宿泊施設の利用を許可した場合、特に必要があると認めたときは、利用者に対して、期限を定めて宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の宿泊料を限度とする予約金の支払を求めることができる。

2 前項の予約金は、使用料に充当するものとする。

(違約金)

第10条 宿泊予約者が宿泊予約の全部又は一部を取消変更したときは、宿泊約款に基づく違約金を徴収することができる。

(使用料金の還付)

第11条 条例第8条のただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次に定めるところによる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により公園施設を利用できなくなったとき。
- (2) 宿泊施設の取消等申請書を利用開始日の9日前までに市長に提出したとき。
- (3) 野外活動施設の取消等申請書を利用開始日の2日前までに市長に提出したとき。
- (4) その他市長が管理上利用を取り消したことにより公園施設を利用することができなくなったとき。

(使用料金の減免)

第12条 [条例第9条](#)に規定する使用料金の減免を受けようとする者は、[第3条](#)に基づく申請と同時に、栗島海洋記念公園施設使用料金減免申請書([様式第6号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請書を受理し、減額又は免除を決定したときは、栗島海洋記念公園施設使用料金減免決定通知書([様式第7号](#))を申請者に交付する。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 利用許可を受けた備品及び器具以外のものは利用しないこと。
- (3) 火災、盗難等事故の発生防止に留意すること。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、利用許可に付された条件及び指示に従うこと。

(利用終了の届出及び原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに届け出て係員の指示を受けなければならない。

2 利用者は、[前項](#)の届出を行う前に速やかに利用場所を原状に回復しなければならない。利用許可の取消し又は停止を受けた場合も、同様とする。

(その他)

第15条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 [この規則](#)の施行の日の前日までに、合併前の詫間町栗島海洋記念公園条例施行規則(平成6年詫間町規則第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、[この規則](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年規則第22号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

ル・ポール栗島  
栗島少年自然の家 利用許可申請書  
キャビン

三豊市長 様

次のとおり宿泊施設の利用を申し込みます。

住 所	〒 ー						
氏 名				年 齢	歳	性別	男・女
電 話 番 号	( ) ー			勤 務 先			
利 用 期 間	年	月	日	時	から	泊	日間
	年	月	日	時	まで	(	時間)
同 室 宿 泊 者 名	氏 名	年 齢	性別	氏 名	年 齢	氏 名	
		歳	男女		歳	男女	
		歳	男女		歳	男女	
		歳	男女		歳	男女	
		歳	男女		歳	男女	
		歳	男女		歳	男女	
利 用 者 数	大人	人	小人	人	乳幼児	人	合計
							人
食 事 提 供	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	朝 食 分	朝 食 分	朝 食 分	朝 食 分	朝 食 分	朝 食 分	朝 食 分
	昼 食 分	昼 食 分	昼 食 分	昼 食 分	昼 食 分	昼 食 分	昼 食 分
	夕 食 分	夕 食 分	夕 食 分	夕 食 分	夕 食 分	夕 食 分	夕 食 分
※ 客 室 名				※ 料 金			
※ 香川県市町村職員共済組合 宿泊 保養施設利用助成券						有 ・ 無	
(備考)							

[様式第2号\(第3条関係\)](#)

様式第2号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

栗島海洋記念公園施設利用許可申請書

三豊市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

次のとおり利用の許可を申請します。

日 時	年 月 日( ) 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分		
利用の目的		利用人員	人
利用施設	<input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> キャンプ場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
使用料金	円		
責任者	住所  氏名 (電話番号 )		

[様式第3号\(第4条関係\)](#)

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

栗島海洋記念公園施設利用許可書

様

三豊市長 

年 月 日付けで申請のあった公園施設の利用について次のとおり許可します。

日 時	年 月 日( ) 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分		
利用の目的		利用人員	人
利用施設	<input type="checkbox"/> テニスコート <input type="checkbox"/> キャンプ場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
使用料	円		
許可条件	1 利用時間は必ず守ってください。 2 利用後は、利用室や備品、器具等を整理整頓し、係員の点検を受けてください。 3 火災、盗難等の事故発生防止に留意してください。 4 その他係員の指示に従ってください。		

[様式第4号\(第4条関係\)](#)

様式第4号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

栗島海洋記念公園施設利用  
取 消 申 請 書  
変 更

三豊市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

取 消  
次のとおり 申請します。  
変 更

利用許可年月日	年 月 日	利用許可番号	第 号
利用の目的			
変更する事項			
取消し(変更)の理由			

[様式第5号\(第4条関係\)](#)

様式第5号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

栗島海洋記念公園施設利用  
取 消 承認書  
変 更

様

三豊市長



取 消  
次のとおり 承認します。  
変 更

利用許可年月日	年 月 日	利用許可番号	第 号
利 用 の 目 的			
変 更 す る 事 項			
取 消 し ( 変 更 ) の 理 由			

既納使用料金	円	摘 要	
還付する額	円		

[様式第6号\(第12条関係\)](#)

様式第6号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

栗島海洋記念公園施設使用料金減免申請書

三豊市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

次のとおり使用料の減免を申請します。

日 時	年 月 日( ) 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
利用の目的	
利用施設	<input type="checkbox"/> ル・ポール栗島 <input type="checkbox"/> 栗島少年自然の家 <input type="checkbox"/> キャビン <input type="checkbox"/> キャンプ場 <input type="checkbox"/> テニスコート
使用料金	円
理由	

[様式第7号\(第12条関係\)](#)



様式第7号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

栗島海洋記念公園施設使用料減免決定通知書

様

三豊市長



年 月 日付けで申請のあった三豊市栗島海洋記念公園施設の使用料の減免を決定したから通知します。

減免額 円